

淀川区の学校配置の適正化について



～ 子どもたちにより良い教育環境を ～

令和4年8—9月 大阪市淀川区役所

◆淀川区の学校配置の適正化の取組について

大阪市では、令和2年4月1日に改正された「大阪市立学校活性化条例」及び制定された「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」に基づき、学級数が12～24学級を学校適正規模と規定しています。

そして、適正規模を満たさない学校は「適正配置対象校」として6段階で区分しており、このうち区分①～⑤にあたる学校については、早期に学校再編整備計画案を作成することが求められています。

※1【適正配置対象校の区分】

- ① 複式学級を有する学校
- ② ①の小学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- ③ 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- ④ ①～③の小学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- ⑤ 現在7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- ⑥ 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

淀川区では、西中島小学校が区分①、また木川南小学校が区分③に該当しています。

淀川区役所では、できる限り速やかに子どもたちのより良い教育環境の整備を図るため、これまで令和3年12月と令和4年5－6月に計6回、西中島小学校・木川南小学校と木川小学校（両校の隣接校）において、学校配置の適正化に向けた住民説明会を開催するなど、学校配置の適正化の取組を進めています。

◆令和4年8・9月住民説明会の開催にあたって

令和3年12月以降、6回行った説明会では、次の内容をご説明しました。

- 本市の学校配置の適正化の背景と条例の考え方
- 区内の「適正配置対象校」の現状（学校面積情報含む）と今後の見通し
- 条例に基づいた今後の「適正化」の進め方
- 淀川区における学校再編整備にかかる区役所原案
- 前回説明会でのご意見を踏まえた区役所としての考え方
- 学校再編整備計画案の記載事項と意見反映の考え方

今回の説明会では、前回の説明会でいただいたご意見等に対する区役所の考え方を中心に、次の内容をご説明いたします。

- 前回説明会でのご意見を踏まえた区役所としての考え方
- 学校再編整備計画案の記載内容
- 運動場面積などの情報の補足

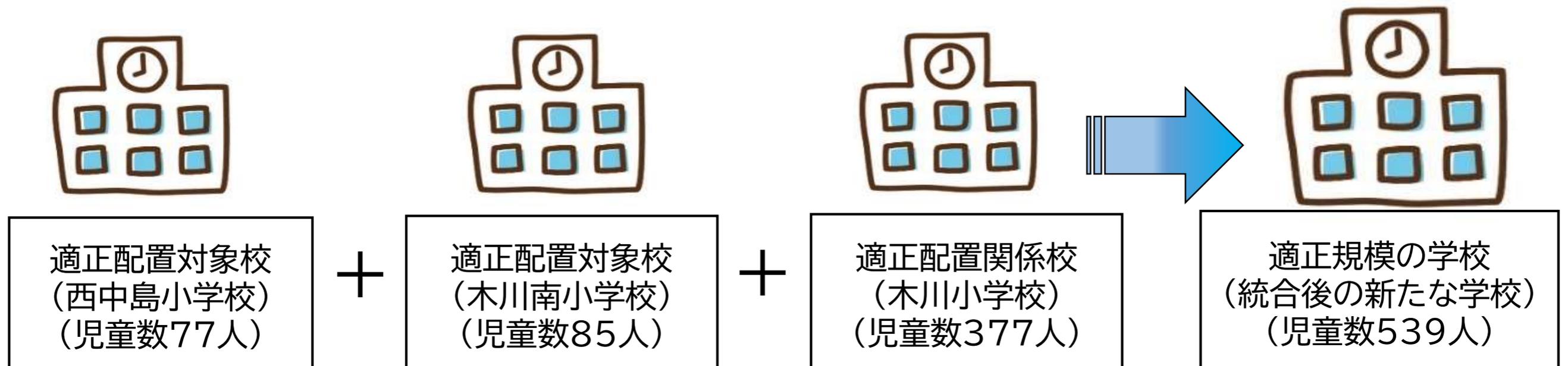
より良い学校再編整備計画案を作成していくため、皆さまのご意見をお伺いさせていただければと考えております。

学校再編整備計画案の作成にあたっての方向性 (これまでの説明内容の振り返り)

淀川区役所としては、大阪市の学校適正配置の基本的な考え方に沿って検討した結果、

- 同一中学校区内にあり、適正配置対象校の両校と隣接している
- (普通教室を16有しており) 増改築により、学校施設要件を満たすことができる

という考え方のもと、木川小学校の校地に西中島小学校と木川南小学校を統合する案として検討を進めています。



前回説明会で保護者や地域のみなさんからいただいた質問の一部を紹介します

Q
通学区域を変更することで適正配置
すれば、3校とも残せるのではないで
しょうか？



区内全小学校(17校)での校区を対象に、通学区域変更で適正配置ができるか検討しましたが、全校での複数学級は実現できず、どこかの学校で単学級が生じてしまうこととなります。通学区域の変更のみで学校の適正配置を進めることはできません。

Q
「計画を出さない」という選択肢はないのでしょうか？



令和2年度に「学校活性化条例」等を改正した趣旨は、今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について定めることにあります。小規模化が進んでいる西中島小・木川南小の教育環境を改善するため、この条例に則って、区長(区担当教育次長)として、学校再編整備計画案を作成してまいります。



詳しくは、HP掲載の「いただいたご質問・ご意見」と「区役所の見解・考え方」をご覧ください

前回説明会で保護者や地域のみなさんからいただいた質問の一部を紹介します

Q

「反対意見が出ていても質問・意見が出尽くしたら計画を取りまとめる」というが、何ををもって「意見が出尽くした」と解釈するのですか？
やはり結論ありき、スケジュールありきではないのですか？



スケジュールありきで結論を出そうとは考えておりません。
説明会を何度か開催して、説明責任を果たしつつ、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。
ただ、子どもたちの教育環境を早急に改善する観点から、どこかの時点では「意見が出尽くした」と判断して結論を出してまいりたいと考えております。



詳しくは、HP掲載の「いただいたご質問・ご意見」と「区役所の見解・考え方」をご覧ください

前回説明会で保護者や地域のみなさんからいただいた質問の一部を紹介します

Q
令和元年までは「ABC案」(※)のプリントが配られていたので、今もその内容が続いている(木川南小は存続対象である)と思っていました。

Q
いわゆる「ABC案」で対象に入っていた十三小が、今回の案では対象から外れているのはなぜですか？

・平成25年にいわゆる「ABC案」という案(※下記参照)を淀川区役所から提示していましたが、本市では、令和2年4月に大阪市学校活性化条例の一部改正等を行い、学校配置の適正化の着手の基準や進め方について、全市的に統一した規定を策定して取り組むこととなりました。
・条例改正前に提起したいわゆる「ABC案」については、要件も手続きも条例を満たすものではありませんでしたので、区役所として令和2年8月に白紙撤回し、条例に沿った新たな学校再編整備計画案の原案を提案しています。

・十三小学校は、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」において、「学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定すること」と定められた区分⑥に該当しており、「今後7学級以上になる」ことが見込まれていますので、今後の児童数の推移を注視していきます。

(※) 平成25年2月に区役所が検討案として作成した「ABC案」とは、次のとおりです。

この案は、令和2年8月に白紙撤回しています

- A案: 十三小学校を廃校し、木川小学校へ統合。西中島小学校を廃校し、木川南小学校へ統合。
B案: 十三小学校を廃校し、木川南小学校へ統合。西中島小学校を廃校し、木川小学校へ統合。
C案: 十三小学校・西中島小学校を廃校し、阪急京都線の北側と南側で分けて他校区へ統合。
・十三小学校区の北側・西中島小学校区の北側を木川小学校へ統合。
・十三小学校区の南側・西中島小学校区の南側を木川南小学校へ統合。

前回説明会で保護者や地域のみなさんからいただいた質問の一部を紹介します

Q
既に令和4年度になっているのに、資料が「令和3年5月1日時点の令和4年度の見込み」の数字のままとなっていて、実態と合っていません。



・前回・前々回説明会の時点では、令和4年度以降の児童数について「令和3年5月1日現在の調査等に基づく推計値」を記載することになっていましたので、本年4月に実際に入学した児童数と資料の数字が異なる場合があります。
・今回資料の「令和4年度の児童数・学級数」については、区役所が各学校に令和4年5月1日時点で確認した数値を「淀川区役所調べ」として記載しています。

Q
説明会で、このような説明を重ねるほど、西中島小や木川南小に就学する子どもが減るのではないですか？



説明を行うことのマイナス面での影響を憂慮されることは理解できますが、説明責任を果たさずに学校適正配置を進めることはできません。区役所として十分、原案をご説明し、意見交換をした上で計画案をまとめることが大切だと考えます。

Q
これ以上児童数が減ると、それに伴って教員数も減ってしまい、学校運営全体が難しくなってしまいます。



教員の配置は、国の基準に基づき、学級数を基本として行われますが、再編整備計画案を提出して以降の学校運営が円滑に行われるよう、体制については、学校長や教育委員会と協議をしております。

前回説明会で保護者や地域のみなさんからいただいた質問の一部を紹介します

Q
木川小学校のどの部分に校舎増築をする予定なのですか。
校舎増築後は、一定の運動場を確保するといっても、子ども一人あたりのスペースは、実際には今よりずっと狭くなるのではないですか？



・校舎増築については、前回までの住民説明会でいただいたご意見を踏まえ、できるだけ最小面積の用地でのより良い建築プランとなるよう、教育委員会で検討を進めているところです。
今回の説明会の段階では、増築後の運動場面積は確定しておりませんが、区内の同規模の小学校と変わらない面積の確保に努めるなど、教育環境確保の観点から、教育委員会と協議をして対応してまいります。

木川小学校 【現在の運動場面積 6,140㎡】

	R4.5.1	最短R10に統合
児童数	437人	539人
一人当たり運動場面積	14.1㎡	11㎡以上確保

淀川区同規模校(400人～600人) 【運動場面積 平均5,634㎡】

	R4
児童数	(400人～600人)
一人当たり運動場面積	約11.2㎡

(淀川区役所調べ)

小学校設置基準

児童数	運動場面積(㎡)
1名以上240名以下	2400
241名以上720名以下	2400 + 10 × (児童数 - 240)
721名以上	7200

【R10の木川小学校運動場面積基準】
令和10年度の児童数推計値 539名
 $2,400 + 10 \times (539 - 240) = 5,390\text{㎡}$

◆学校再編整備計画案の 記載内容について（1）

仮に、令和4年度中に、学校再編整備計画案を上程する場合には、どのような内容を記載せねばならないのか、その例を挙げています。

令和4年〇月〇日

木川小学校・西中島小学校・木川南小学校学校再編整備計画（案）

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり木川小学校・西中島小学校・木川南小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・木川小学校
- ・西中島小学校
- ・木川南小学校

2 学校適正配置の手法

- ・木川小学校に西中島小学校と木川南小学校を統合

（次頁に続く）

◆学校再編整備計画案の記載内容について（2）

3 活用する学校施設及び改修等の計画

- ・木川小学校の校地（大阪市淀川区木川東3丁目）
- ・校舎等の増築及び既存施設を活用（改修等を含む）

4 学校適正配置の時期

- ・令和10年4月（木川小学校の施設整備を完了後）

5 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路（案）については別紙（P12）のとおり

統合した場合の木川小学校への新たな通学路ルート設定にあたっては、対象校・関係校の現在の通学路をもとに、区長が3校の学校長と相談・検討のうえ定めます。

6 当該学校の児童数の推移・見込み

- (1) 木川小学校について
- (2) 西中島小学校について
- (3) 木川南小学校について
- (4) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

今回の資料P21以降のような、児童数の推移・見込みについて、説明文と推計値資料とを掲載します。

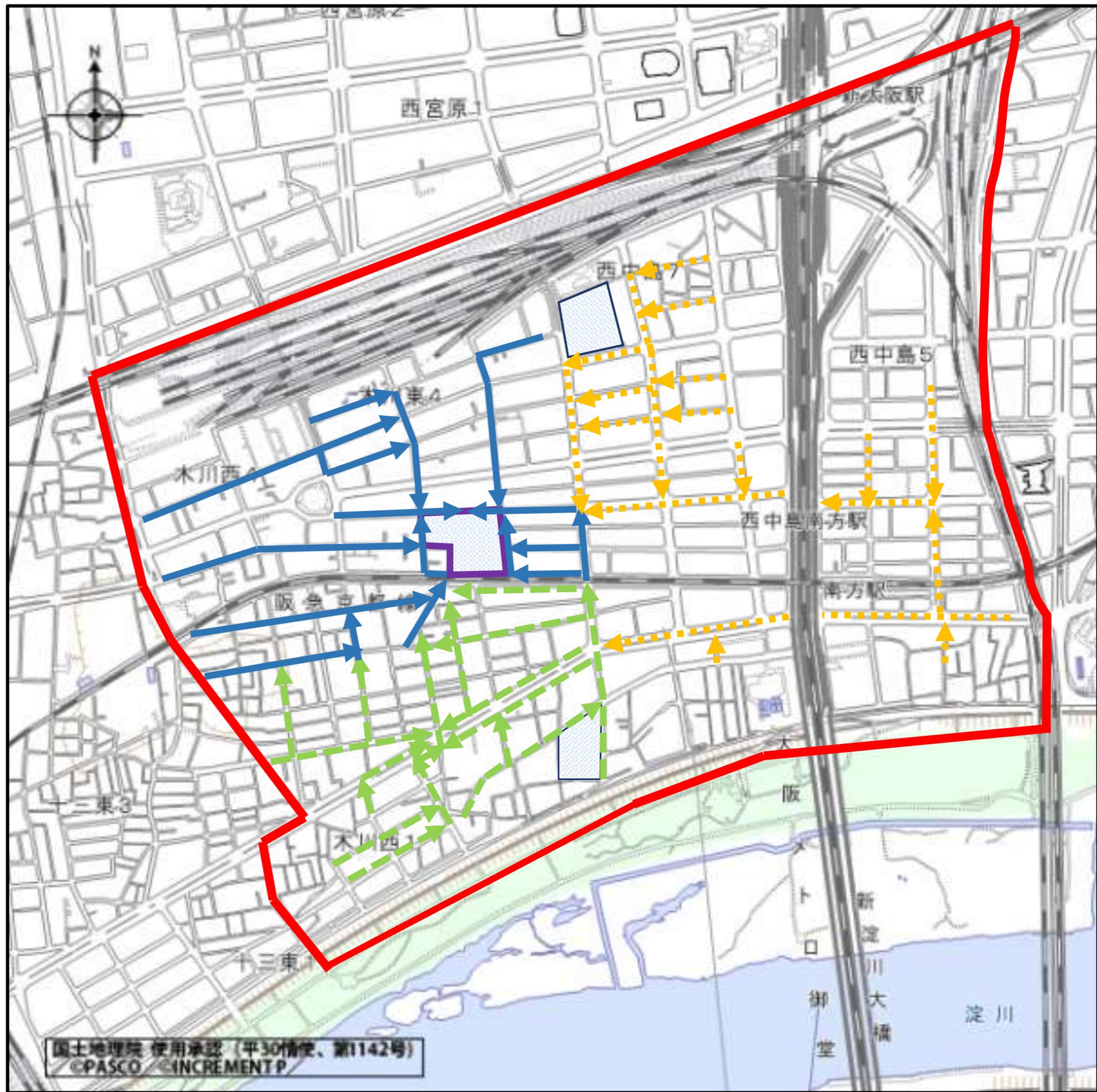
（次頁に続く）

◆学校再編整備後の通学路(案)

※この案は、3校長の意見を参考聴取し、区役所案として作成したものです。

※今後、現地点検や関係者意見聴取を踏まえ、より良い案とします。

- 学校再編整備後の通学区域
- 木川地域内の通学路(案)
- 西中島地域から木川小学校への通学路(案)
- 木川南地域から木川小学校への通学路(案)



◆学校再編整備計画案の記載内容について（3）

7 その他（統合後の学校の教育方針・教育内容について）

統合後の学校の教育方針・教育内容については、学校長や学校適正配置検討会議の意見を聴取しながら計画します。

【教育方針・教育内容】

○本市のこれまでの事例を参考に、再編整備対象校と関係校が合同行事などを通じて子どもたち・教員が相互交流を図ったり、再編整備対象校と関係校の教員どうしが統合後の教育方針について話し合ったりするなど、西中島小学校や木川南小学校の良い取組を木川小学校に引継ぎ、統合後を見据えたより良い取組として展開していくよう学校に働きかけます。

○運営する学校数が3校から1校に減少することに伴い、学校の運営費という面で財政的な効果につながってくる中で生じたメリットは、統合前後の学校教育の充実を中心に活用したいと考えています。

（次頁に続く）

◆学校再編整備計画案の記載内容について（４）

7 その他（統合後の学校の教育方針・教育内容について）

【統合による教員体制】

○木川小学校に統合した場合、学級数は現在より増えることとなりますので、配置される教員定数は現在より増えることとなります。

さらに、国の基準で、統合時の3年間は教員を加配（基準よりも多く配置すること）できる制度があります。

なお、教員の配置年限については、きめ細かい対応が可能となるよう、これまでの例を踏まえながら、教員配置の配慮について、教育委員会事務局と共に検討していきます。

○教員の配置は国の基準に基づき、学級数を基本として行われますが、再編整備計画案を提出して以降の学校運営が円滑に行われるよう、体制については、学校長や教育委員会と協議をしております。

（次頁に続く）

◆学校再編整備計画案の記載内容について（5）

7 その他（統合後の学校の教育方針・教育内容について）

【児童収容対策と教育環境整備】

○児童全員を収容するために新たに校舎を増築し、不足する教室及び学校運営上必要な施設設備を整備いたします。

○校舎増築にあたっては、住民説明会等でいただいたご意見を踏まえ、できるだけ最小面積の用地でのより良い建築プランとなるよう、教育委員会事務局に働きかけてまいります。増築後の運動場が、区内の同規模の小学校と変わらない比較的広い面積の確保に努めるなど、教育環境確保の観点から、教育委員会と協議をして対応してまいります。

（次頁に続く）

◆学校再編整備計画案の記載内容について（6）

7 その他（統合後の学校の教育方針・教育内容について）

【新たな通学路の安全確保】

○西中島地域・木川南地域から木川小学校への新たな通学路には、淀川通や鉄道の踏切などがあることから、必要な安全確保策について、警察、建設局等関係先と十分に調整を行います。

登下校時の見守りや集団登校など、地域・保護者の方々のご協力により行っている安全確保策のあり方については、条例により設置することとなっている「学校適正配置検討会議」などの場で、地域・保護者の皆様のご意見を聴取しながら、区役所・学校と地域の皆様と相談・検討してまいります。

また、区役所には、子どもの安全見守りができるチームもありますので、可能な対応について検討していきます。

（次頁に続く）

◆学校再編整備計画案の記載内容について（7）

7 その他（統合後の学校の教育方針・教育内容について）

【統合年次に西中島小学校・木川南小学校に在学する児童が、統合先の木川小学校へと通学するのに必要な物品について】

○統合後の標準服着用方針については、学校再編整備計画を策定後、保護者や地域等の皆様で構成される学校適正配置検討会議でご意見をお伺いしながら決定してまいります。

なお、学校再編整備により生じる新たな物品(標準服や通学に必要な学用品)がある場合は、保護者への負担軽減の観点から、教育委員会事務局で必要な予算措置を行うよう進めます。

【西中島地域・木川南地域在住の就学予定者が木川小学校就学を希望する場合の受入】

①西中島地域・木川南地域に在住する、令和5年度に新入学予定の児童が、統合先である木川小学校への就学を希望する場合、学校選択制により、就学先として木川小学校を選択することができます。今後の就学につきましても、学校長や教育委員会と協議をしてまいります。

②令和5年度以降に就学を予定されているご家庭向けのお知らせの仕方については、実態に見合った対応を整理しつつ、工夫して行っていきます。

◆学校配置の適正化 の進め方フロー図

適正配置対象校の区分

教育委員会が、学校現況調査(5月1日現在)及び住民基本台帳からの未就学児データより作成した推計より、適正配置対象校を区分。
区分した適正配置対象校を区担当教育次長へ報告
○規則第3条各号を区分

学校再編整備計画案の作成

区担当教育次長において、区分された適正配置対象校の学校再編整備計画案を作成(計画の内容:実施時期、実施後の所在地、学級数・児童数の推移・見込み、実施方法、施設の整備計画、通学路及び通学路の安全対策等)
○条例第16条5項、規則第4条、第5条

学校再編整備計画案の上程

教育委員会会議による審議及び議決

学校再編整備計画の公表

教育委員会会議で議決された計画を区役所のホームページで公表
○条例第16条6項、規則第4条、第5条

計画に変更が生じれば、区から教育委員会へ変更案を提出し、教育委員会会議の議決を経て、改めて公表

検討会議(地域・保護者等による構成)からの意見

意見聴取を行う(具体例)
・計画に記載している通学路の安全対策について、通学路上にガードレールを設置するかなど、具体的な安全対策の手法に対して意見を聴く
・校名案など、具体的な募集方法等の意見を聴く
○条例第16条7項、規則第7条

市会

教育委員会会議による学校設置条例の改正案議決
市会への学校設置条例改正案の上程

学校適正配置

学校再編整備計画案を作成するにあたり、現在、住民説明会を開催しています。
いただいた意見等を可能な限り学校再編整備計画案に反映していきます。

「説明会において質問・意見等が一定出尽くした」と区役所が判断した段階で、学校再編整備計画案を取りまとめます。

◆学校再編整備計画が公表に至った場合の意見聴取や計画周知の進め方（イメージ）

学校再編整備計画の議決

区HPに公表

学校適正配置検討会議

(仮称)跡地活用検討会議

【根拠規定】

- ・大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

【会議の設置単位】

- ・再編整備計画ごとに会議を設置・開催する。

【委員構成】

- ・次に掲げる者のうちから、対象校・関係校の校長の意見を聴いて、区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
（在籍児童の保護者、地域住民、学校協議会の構成員等）
- ・委員定数は、対象校・関係校ごとに上限5名以内とする。
（区役所原案に沿うと、3校×5名＝上限15名以内となる）

【意見聴取事項】

- ・学校再編整備計画に関すること
- ・その他必要な事項に関すること

【根拠規定】

- ・今後、下記の設置単位・委員構成・聴取事項などの考え方をもとに、区役所として定めるべく検討する。

【会議の設置単位】

- ・対象校区ごとに検討会議を設置・開催する。

【委員構成】

- ・地域住民の中から委員を定める。

【意見聴取事項】

- ・区役所から跡地活用方策などの方向性を提示し、委員から意見聴取・検討する。

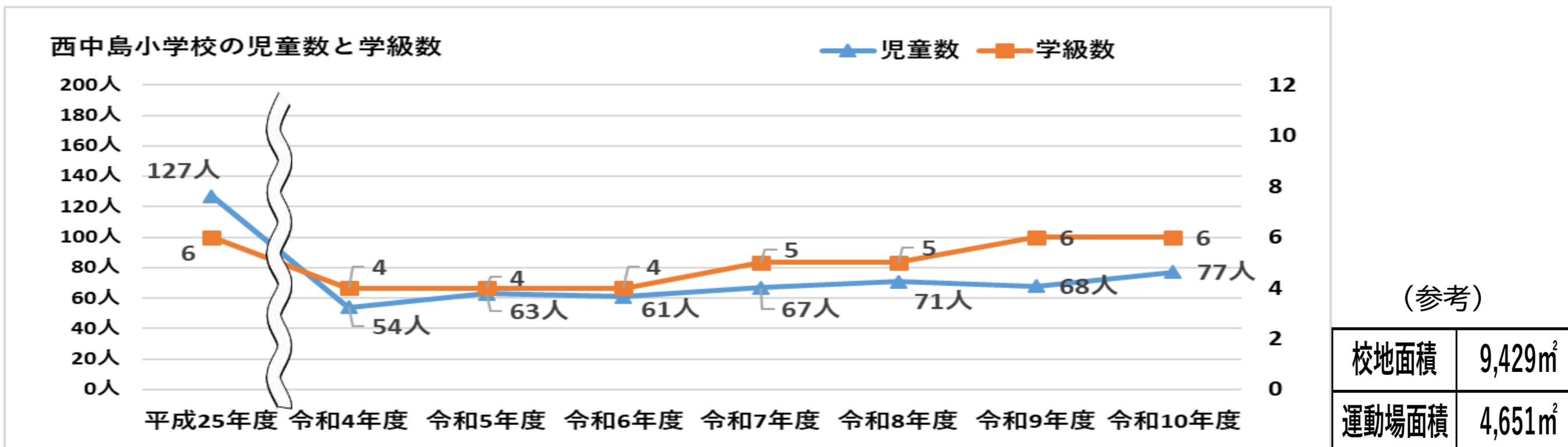
上記会議等での検討が進み、地域住民・保護者の皆様にお知らせすべき内容がまとまった段階などで、適宜、手法を工夫して、周知を行います。

学校適正配置対象校・関係校の現状について (前回説明内容の振り返り)

次頁より、対象校・関係校の児童数・学級数の推移などの現状説明資料を掲載しております。

西中島小学校の現状

西中島小学校では、標準学級(12学級以上)を下回った6学級編成であり、さらに令和2年度からは複式学級が発生しています。今後も少子化傾向に起因して児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらなる小規模化が進むことも想定されます。



年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成25年度	127人	6	15人	25人	21人	25人	18人	23人
令和4年度	54人	4	6人	12人	7人	5人	12人	12人
令和5年度	63人	4	21人	6人	12人	7人	5人	12人
令和6年度	61人	4	10人	21人	6人	12人	7人	5人
令和7年度	67人	5	11人	10人	21人	6人	12人	7人
令和8年度	71人	5	11人	11人	10人	21人	6人	12人
令和9年度	68人	6	9人	11人	11人	10人	21人	6人
令和10年度	77人	6	16人	9人	11人	11人	10人	20人

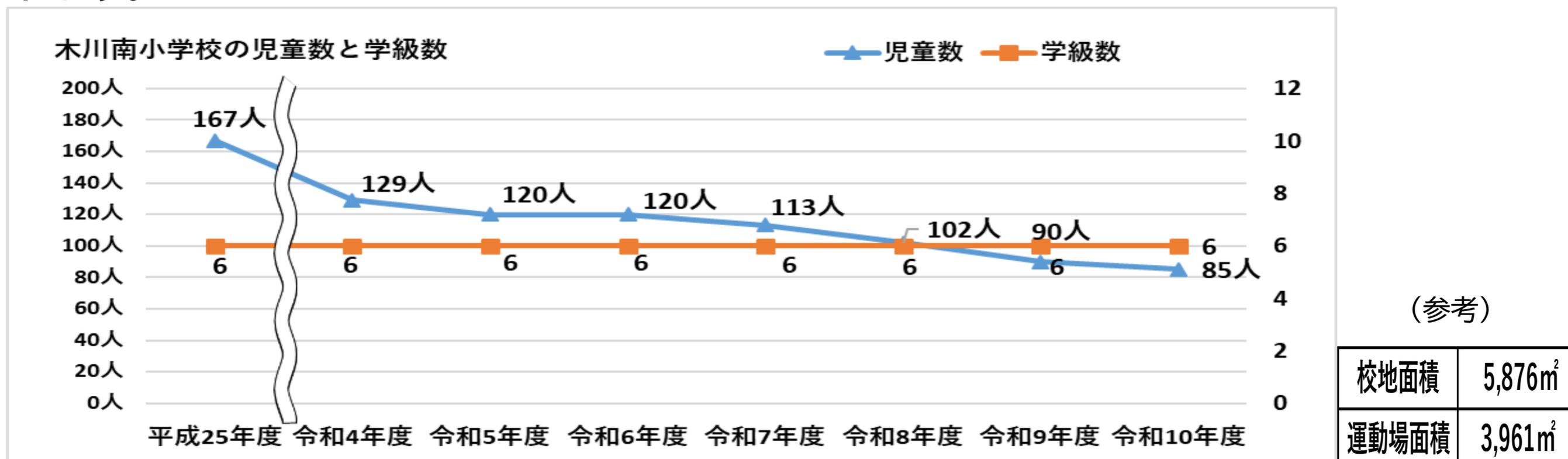
※学級編成上、引き続く2つの学年の合計児童数が16名以下(1年生を含む場合は8名以下)の場合は複式学級となる。

※学級数は35人学級で算出しています。

令和4年5月1日現在の児童数・学級数の推計(淀川区役所調べ)

木川南小学校の現状

木川南小学校では、標準学級(12学級以上)を下回った6学級編成であり、今後も少子化傾向に起因して児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらなる小規模化が進むことが想定されます。



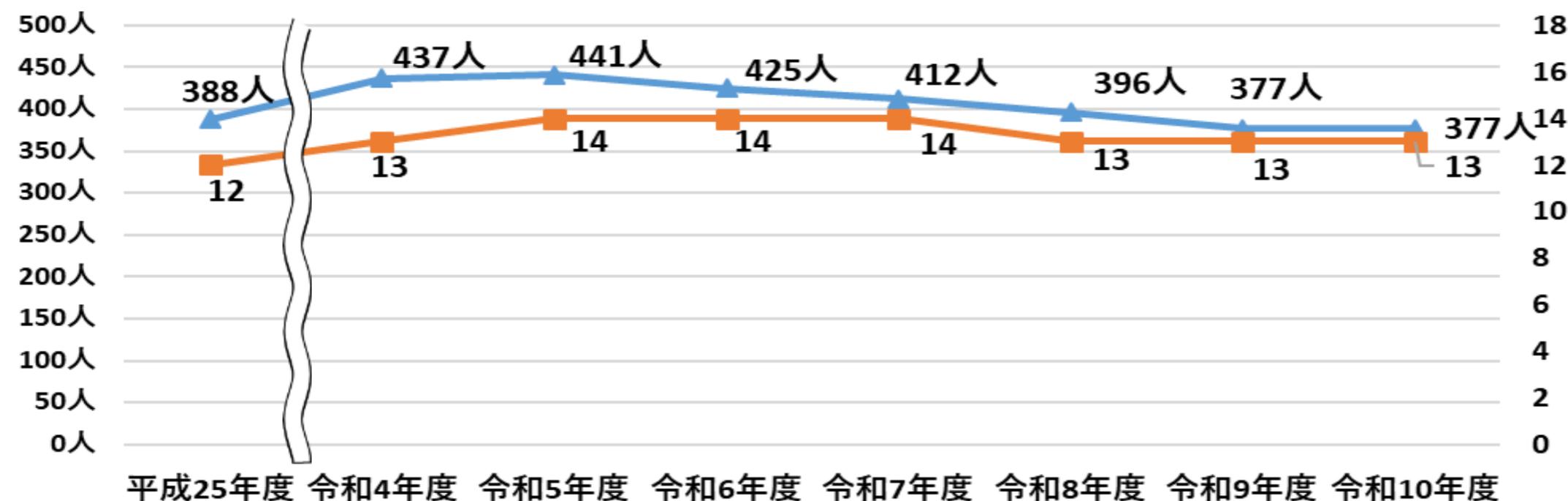
年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成25年度	167人	6	31人	24人	29人	32人	26人	25人
令和4年度	129人	6	18人	24人	21人	19人	22人	25人
令和5年度	120人	6	16人	18人	24人	21人	19人	22人
令和6年度	120人	6	22人	16人	18人	24人	21人	19人
令和7年度	113人	6	12人	22人	16人	18人	24人	21人
令和8年度	102人	6	10人	12人	22人	16人	18人	24人
令和9年度	90人	6	12人	10人	12人	22人	16人	18人
令和10年度	85人	6	13人	12人	10人	12人	22人	16人

※学級数は35人学級で算出しています。

木川小学校の現状

木川小学校では、適正規模である12～24学級の編成であり、今後も同様の状況が続くものの、少子化傾向に起因して児童数は減少傾向となることが見込まれています。

木川小学校の児童数と学級数



(参考)

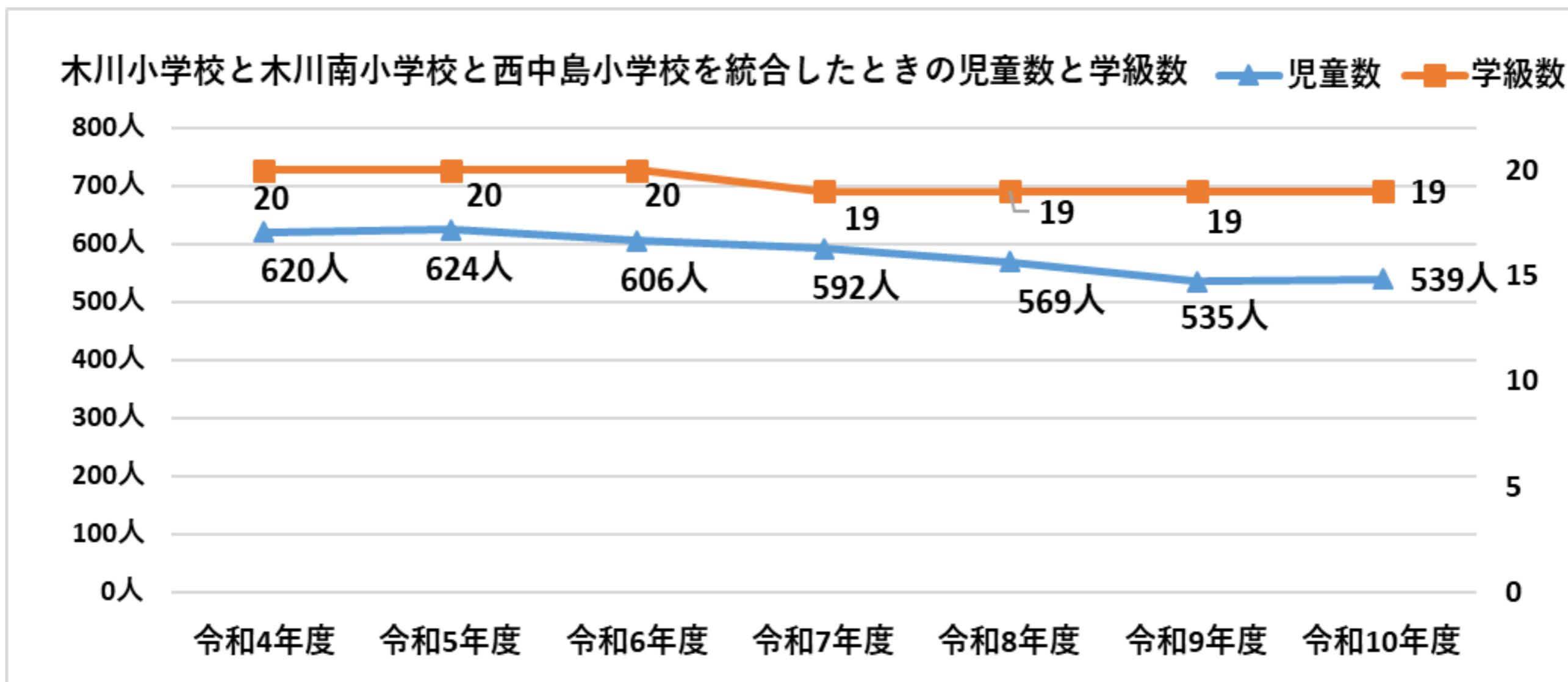
校地面積	11,737m ²
運動場面積	6,140m ²

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
平成25年度	388人	12	69人	58人	71人	72人	59人	59人
令和4年度	437人	13	67人	74人	69人	77人	94人	56人
令和5年度	441人	14	65人	66人	73人	68人	76人	93人
令和6年度	425人	14	82人	64人	65人	72人	67人	75人
令和7年度	412人	14	67人	81人	63人	64人	71人	66人
令和8年度	396人	13	55人	66人	80人	62人	63人	70人
令和9年度	377人	13	55人	55人	65人	79人	61人	62人
令和10年度	377人	13	66人	55人	54人	64人	78人	60人

※学級数は35人学級で算出しています。

木川小学校と西中島小学校と木川南小学校の学校配置の適正化

例えば、令和10年度(増築校舎竣工予定)に木川小学校と西中島小学校と木川南小学校を統合した場合、児童数539名、学級数19クラスが見込まれ、小学校の適正規模を確保できます。



年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	620人	20	91人	110人	97人	101人	128人	93人
令和9年度	535人	19	76人	76人	88人	111人	98人	86人
令和10年度	539人	19	95人	76人	75人	87人	110人	96人

※学級数は35人学級で算出しています。

令和4年5月1日現在の児童数・学級数の推計(淀川区役所調べ)

保護者や地域のみなさんのご意見をお寄せください

「学校再編整備計画案」は、区担当教育次長(区長)が作成することとなっています。皆さんの疑問や不安の解消につなげるため、行政としての説明責任を果たし、十分な説明を行ってまいります。

また、いただいた意見を参考により良い計画案として作成してまいります。

◎ご意見・ご質問は下記連絡先へお寄せください。

淀川区役所 市民協働課 教育支援担当(井上・生駒・清水・佐藤)

メール:TL0002@city.osaka.lg.jp

FAX:06-6885-0535



(メール送付用
QRコード)

◎本日の説明資料や、今回紙面の制約上資料に掲載しきれなかったこれまでの説明内容(12月説明会や5・6月説明会での配付資料、「いただいたご質問・ご意見」と「区役所の見解・考え方」など)は、右のHPに掲載していますので、ご参照ください。

(本資料P5、P6の最下段のQRコードを再掲しています)



(資料掲載HP
表示用QRコード)